

県立体育館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第17号

県立体育館条例施行規則の一部を改正する規則

県立体育館条例施行規則（昭和42年岩手県規則第51号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第5条関係）				別表（第5条関係）			
区 分	単 位	利用料金の上限額		区 分	単 位	利用料金の上限額	
		アマチュアスポーツに使用する 場合	その他の催し に使用する場 合			アマチュアス ポーツに使用 する場合	その他の催し に使用する場 合
会議室	[略]	円 <u>290</u>	円 <u>690</u>	会議室	[略]	円 <u>300</u>	円 <u>710</u>
ステージ	[略]	<u>290</u>	<u>910</u>	ステージ	[略]	<u>300</u>	<u>940</u>
選手控室	[略]	<u>240</u>	<u>480</u>	選手控室	[略]	<u>250</u>	<u>490</u>
放送設備	[略]	<u>290</u>	<u>690</u>	放送設備	[略]	<u>300</u>	<u>710</u>
電光掲示板	[略]	<u>350</u>	<u>690</u>	電光掲示板	[略]	<u>360</u>	<u>710</u>
総合演技台	[略]	<u>1,420</u>	<u>2,790</u>	総合演技台	[略]	<u>1,460</u>	<u>2,870</u>
ピアノ	[略]	<u>550</u>	<u>1,120</u>	ピアノ	[略]	<u>570</u>	<u>1,150</u>
椅子（3人用）	[略]		<u>70</u>	椅子（3人用）	[略]		<u>80</u>
[略]				[略]			
机	[略]		<u>70</u>	机	[略]		<u>80</u>
体操用具	[略]	<u>1,140</u>	<u>2,280</u>	体操用具	[略]	<u>1,170</u>	<u>2,350</u>
新体操用マット	[略]	<u>190</u>	<u>400</u>	新体操用マット	[略]	<u>200</u>	<u>410</u>
バスケットボール用具	[略]	<u>150</u>	<u>350</u>	バスケットボール用具	[略]	<u>170</u>	<u>360</u>
バレーボール用具	[略]		<u>70</u>	バレーボール用具	[略]		<u>80</u>
テニス用具	[略]		<u>90</u>	テニス用具	[略]		<u>100</u>
ハンドボール用具	[略]		<u>90</u>	ハンドボール用具	[略]		<u>100</u>
バドミントン用具	[略]		<u>70</u>	バドミントン用具	[略]		<u>80</u>
卓球用具	[略]	<u>70</u>	<u>140</u>	卓球用具	[略]	<u>80</u>	<u>160</u>
フットサル用具	[略]		<u>90</u>	フットサル用具	[略]		<u>100</u>
トランポリ	[略]	<u>150</u>	<u>350</u>	トランポリ	[略]	<u>170</u>	<u>360</u>

ン			
レスリング マット	[略]	<u>190</u>	<u>400</u>
ショートマ ット	[略]		<u>70</u>
ロングマッ ト	[略]		<u>90</u>
シャワー	[略]	<u>120円</u>	

ン			
レスリング マット	[略]	<u>200</u>	<u>410</u>
ショートマ ット	[略]		<u>80</u>
ロングマッ ト	[略]		<u>100</u>
シャワー	[略]	<u>130円</u>	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。